

令和2香南市監査委員告示第10号

令和2年10月1日付け02香南監委発第24号、令2香南市監査委員告示第9号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和2年10月28日

香南市監査委員 岩本 淳

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 馴田 文雄

令和2年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 個別交渉記録の整備について	
<p>債権管理において、債権を保全し、それを確実に回収するためには、債権についての記録と管理が基本である。</p> <p>債権の回収を目的とした記録としては、債権の種類に応じ、債権に関する内容、債務者に関する内容及び納付記録や滞納状況等が必要であり、特に個別の交渉記録は重要である。しかしながら、個別交渉における記録と管理が不十分な課が複数で確認された。</p> <p>個別交渉記録の不備は、債務者に対する法的措置をとる場合の証拠不足の原因ともなり得ることから、今後は、課内の債権管理体制を整備し、職員の意識向上を図り、債務者への交渉年月日、交渉相手、応対者及び交渉内容等の交渉に関する正確な記録と管理を行い、定期的に管理職が状況を確認するなど適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(学校教育課) 給食費納付金 (こども課) 保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料 (福祉事務所) 生活保護費返還金、児童扶養手当過誤払金等返納金、高等職業訓練給付金返納金</p>	<p>(学校教育課) 係内の債権管理体制が不十分であり、取組も散発的にしか行われていなかったため、今後は、時期を決め、定期的に電話訪問等により納入催告等働きかけを行っていきます。 また、交渉記録につきましても、債務者別の交渉内容等の記録を整備し、継続的な取組が行えるよう取り組んでいきます。</p> <p>(福祉事務所) 高等職業訓練給付金返納金については、元年度は再調査を行い、令和2年3月に徴収停止処分を行ったが、これに至るまでの記録の整理が十分ではなかったことから、今後においては、債務者の経済状況の調査等を行い、資力があると判断した場合は個別交渉記録を作成し、適切な債権回収に努めます。 また、生活保護返還金については、元年度は督促・催告を実施できておらず、児童扶養手当過誤払金等返納金については、債務者に対する調査・記録等が不十分でした。 今後は、徴収業務の方針や取組について課内で十分な確認を行い、交渉年月日・交渉内容については随時記録し、決済等により情報共有や進捗管理する等、適正な債権管理に努めます。</p>

<p>(2) 保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料（こども課）</p>	
<p>こども課は、2年続けて指摘を行っており、過年度滞納分に関しては税務収納課と連携し、不納欠損処理を行うなど改善はされている。</p> <p>昨年度の措置報告では、「個別の交渉記録は、システムへの入力により担当課内で情報の共有ができるため、今後は課内での連携体制を整え、一括納付の困難な債務者へは分納による納付を促すなど法令に則った適正な債権管理に取り組むよう指導しました。」とあったが、元年度の交渉記録についてのシステムへの入力は、今回の監査では確認できず、督促・催告は行っているものの、その後の個別の納付に関する交渉がほぼ行われておらず、課内の債権管理体制に対して危惧するものである。</p>	<p>交渉記録のシステム入力については、令和2年度より税務収納課と共通のシステムに入力しています。システム内では、訪問記録、滞納金の納入計画及び債務者の収入状況等、税務収納課と情報共有するための情報を入力しており、債務者ごとに債権管理ができるようになっています。</p> <p>また、こども課の共有フォルダ内のエクセルシートでも滞納者の一覧と対応について記録し、細かい折衝記録と共に、年度ごとの滞納額と収納額を管理しております。</p> <p>今後もこれらの交渉記録を課内で情報共有し、税務収納課と連携をとりながら適正な債権管理に取り組んでいきます。</p>
<p>(3) 生活保護費返還金（戻入繰越額）、児童扶養手当過誤払金等返納金（福祉事務所）</p>	
<p>「生活保護返還金（戻入繰越額）」に関しては、令和元年度は督促・催告を行っておらず、債権回収に対する取組がされていない。</p> <p>また、「児童扶養手当過誤払金等返納金」に関しては、債務承認や不納欠損処理を行うなど、取組は改善されつつあるが、分納誓約における納付書の送付後、未納の債務者の債権に関する記録がなく、十分な債権管理が行われているとは言い難い。本債権については、令和2年度より所管課が福祉事務所から市民保険課へ移管されており、これまでの債権管理状況の引き継ぎを確実に行われたい。</p> <p>福祉事務所は、昨年度も指摘を行い、所管課としては訪問等を実施、債務承認書の作成を行い、不納欠損処理を行うなど、税務収納課と連携し取組を行っている債権も確認</p>	<p>児童扶養手当過誤払金等返納金については、令和2年度より所管課となる市民保険課へ業務の引継ぎにあたり、債務者に対する取組の改善を含めて債権管理状況等を確実に引き継ぐようにします。</p> <p>生活保護費返還金戻入繰越額分については、システム入力による管理はできていたものの、業務の引継ぎが不十分であったことから、今後は、徴収業務に対する職員の知識習得及び意識の向上のため、勉強会や研修の受講を推進し、個別交渉記録の不備を無くすとともに、業務方針や進捗について、係会や決裁等による定期的な確認を行い、債権ごとの取組格差の是正に努めます。</p>

<p>した。しかしながら、督促・催告を行っていない債権もあり、課内で債権管理に対する取組に差がある。</p> <p>昨年度の措置報告書では、「職員の債権管理に関する知識の向上を図り、債権の回収状況の進捗を定期的を確認する。」とあったが、前記のことから、所管の全ての債権に関する定期的な確認が行われていたのか疑問である。</p>	
<p>(4) 債権管理体制について (こども課) (福祉事務所)</p>	
<p>地方自治体の管理する公金債権については、元々、福祉的な行政目的によるものもあり、保全措置も難しく、回収困難に至る可能性が相対的に高い債権もある。</p> <p>また、債権管理だけが自治体の本来の業務でない部署もあり、人員配置の限界もあって定期的な人事異動があるために職員の専門化も難しい状況であり、こども課及び福祉事務所については、以上の様な状況下であるのではないかと考える。</p> <p>しかしながら、公金債権は市民から付託を受けた「公の財産」であり、債権管理は公平かつ合理的・能率的に行わなければならない。その取扱いには、公平性・平等性が確保されなければならない。また、その管理にあっては、法令を遵守することが求められる。</p> <p>今後は、課内での債権管理における連携した管理体制を整え、職員の債権管理に関する知識向上を図り、徴収に対する具体的な計画を立て、目標をもって継続的な債権管理に取り組まれない。</p>	<p>(こども課)</p> <p>課内の共有フォルダ内で滞納者の一覧表及び個別の交渉記録をまとめ、課内で情報共有していくと同時に、税務収納課とはシステム上で情報を共有し、連携しながら、職員の債権管理に対する知識向上を図り、具体的な計画・目標をもって継続的に債権管理に取り組んでいきます。</p> <p>(福祉事務所)</p> <p>徴収業務に関する情報や方針を課内で共有し、また、税務収納課との連携や研修受講等による職員の徴収業務に対する知識や意識、債権管理方法の向上を図り、課内の管理体制を見直して、公平かつ合理的な債権管理及び業務遂行に努めます。</p>